

## 行田市 LINE 運用方針

行田市が運用する LINE アカウント（以下「市公式 LINE アカウントという。）の運用方針を次のとおり定めます。

### 1 基本方針

市政に関する情報発信手段の拡充、PR 及び災害時などにおける緊急情報手段の確保を目的とする様々な情報をお知らせできるよう市公式 LINE アカウントを開設します。

### 2 アカウント情報

- (1) ソーシャルメディアサービス名：LINE（ライン）
- (2) アカウント名：行田市
- (3) ID 名：gyodacity
- (4) アカウント URL：<https://page.line.me/gyodacity/>（外部サイトへリンク）

### 3 運用方法

#### (1) 発信内容

- ア 市の PR を目的とする情報
- イ 災害時などにおける緊急情報手段の確保
- ウ その他、発信することが適当と認められる情報

#### (2) 運用情報

原則として開庁時間内（平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）に、不定期に投稿します。なお、この時間内以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

#### (3) コメント等への対応

コメント等への回答は原則行いません。回答しない旨は、市の公式ホームページ及び市公式 LINE アカウント上に明記します。

#### (4) なりすましへの対応

市公式 LINE アカウントを市ホームページに掲載し、なりすましでないことを証明します。また、なりすましを発見した場合は、市ウェブサイトにおいて情報を発信し、なりすましが存在することへの注意喚起を行います。

#### (5) その他

民間業者の取り扱う商品等を投稿することがありますが、市の PR のために投稿するものであり、取扱業者等が利益を得ることを目的とするものではありません。また、投稿に関して関係者等からの依頼に応じるものではありません。

### 4 免責事項

- (1) 投稿する情報等について、利用者の方により身近に感じていただけるよう、一部くだけた表現を使用することがあります。
- (2) 市公式 LINE アカウントの掲載情報の正確性については万全を期していますが、市は利用者が当アカウントの掲載情報の正確性については万全を期していますが、市は利用者が当アカウントの情報をういて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。

ません。

(3) 市は、利用者によって投稿されたコンテンツについて一切の責任を負いません。

(4) 市は、市公式 LINE アカウントに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。

(5) 市公式 LINE アカウントは、LINE 株式会社のシステムによって運用されております。本市は、LINE 株式会社のシステム運用状況に関するご質問等については一切お答えすることができません。また LINE サイト、LINE 株式会社または第三者から提供されているソフトウェアやアプリ機能、ご利用方法、技術的なご質問等に関しても、一切お答えすることができません。

## 5 利用者による書き込みの削除等

以下の各項に該当する場合、予告なく削除またはブロックを行う場合があります。

- ・法律、政令、省令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- ・特定の個人・団体を誹謗中傷するもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・著作権、商標権、肖像権等、当市または第三者の知的所有権を侵害するもの
- ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・人権・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・虚偽や事実と異なる内容または単なる風評や風評を助長させるもの
- ・本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ・他のユーザー、第三者等になりすますもの
- ・有害なプログラム等
- ・わいせつな表現等を含む不適切なもの
- ・本市の発信する内容に関係ないもの
- ・その他、本市が不適切と判断した情報またはかれらの内容を含むリンク等

## 6 著作権等の帰属

(1) 市公式 LINE アカウントに掲載している情報の著作権等の知的財産権は、行田市または行田市以外の原権利者に帰属します。

(2) 市公式 LINE アカウントの内容について、私的使用または引用等、著作権法上認められた行為を除き、本市に無断で掲載等を行うことはできません。または、引用を行う際は必ず出所を明示してください。

## 7 その他

市は、この運用方針を予告なく変更する場合があります。

## 8 適用

(1) この運用方針は、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。

(2) この運用方針に定めがない事項については、市長が別に定める。